

三次市教育委員会議案 36号

平成21年度就学児等の措置について

学校教育法施行令第5条及び第11条の規定により，障害のある児童生徒の就学及び措置換えについて，別紙のとおり提案する。

平成21年1月14日提出

三次市教育委員会教育長 児玉 一基